

2018年5月21日

担当：森 稔樹（法学部教授）

1. 消費税額の計算 実額控除の場合

【2018年4月9日付の「講義「法学特殊講義2 A（消費税）」資料 Nr. 1」にある「計算例2. 付加価値税の場合」を参照すること。また、石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕（2018年、清文社）325頁以下もよく読むこと。】

（納付すべき消費税額）＝（課税標準額）×（税率）－（仕入税額控除など各種控除を行った後に残る金額）

〔1〕売上税額の計算 消費税法第30条

（売上税額）＝（課税標準額）×（税率）

①課税期間中に行われた課税資産の譲渡等の対価の額の合計を算出する（第45条第1項第1号および第2号では課税標準額という）。

②課税標準額に対する消費税額を算出する。

・ 課税資産の譲渡等について税込みで代金を徴収している場合（税込処理）：

課税資産の合計額に108分の100を乗じることにより、課税標準額が算出される。但し、1000円未満の端数は切り捨てる。そして、課税標準額に6.3%を乗じて売上税額を算出する¹。

・ 対価の額と消費税相当額とを区分して代金を徴収している場合（税抜処理）：

対価の額の合計額＝課税標準額、消費税相当額の合計額＝売上税額。

〔2〕実額による仕入税額控除（前段階税額控除）

（仕入税額）＝（仕入れに含まれていた消費税額）

〔3〕消費税法第30条第1項

（納付すべき消費税額）＝（売上税額）－〔（期間中に国内において行った課税仕入（第2条第1項第12号）に係る消費税額）＋（保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の合計額）〕

①課税仕入に係る税額 税込処理の場合＝税込処理の場合には課税仕入に係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出する。

②課税仕入れにかかる税額 税抜処理の場合＝消費税相当額を合計して算出する。

③課税期間中の課税売上割合²が95%以上の場合

原則 仕入税額の全額が控除の対象となる。

例外 課税期間中の課税売上高が5億円を超えるならば、次の④により計算する。

④課税売上割合が95%未満の場合

第30条第2項各号に定められた方法により³、控除額を求めることとなる。

【参考】消費税法より

¹ 地方消費税を合わせれば8%である。

² 消費税法第30条第6項を参照。

³ 石村編・前掲書326頁〔橋本〕を参照。

(仕入れに係る消費税額の控除)

第 30 条 事業者 (第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)

が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第 32 条から第 36 条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第 45 条第 1 項第 2 号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に 108 の 6.3 を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき第 47 条第 1 項の規定による申告書(同条第 3 項の場合を除く。)又は同条第 2 項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物(第 6 項において「一般申告課税貨物」という。)を引き取つた日

四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合(当該特例申告書に記載すべき第 47 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる金額につき決定(国税通則法第 25 条(決定)の規定による決定をいう。以下この号において同じ。)があつた場合を含む。以下同じ。) 当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関する決定」という。)の通知を受けた日

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が 5 億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が 100 分の 95 に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法
- 3 前項第1号に掲げる場合において、同号口に掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なるごと又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第2号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号口に掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。
- 一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。
- 二 当該割合を用いて前項第一号口に掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。
- 4 第2項第1号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第1項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第2項第2号に定める方法により第1項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。
- 5 第2項又は前項の場合において、第2項第2号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第1号に定める方法により計算することは、できないものとする。
- 6 第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第9項第1号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第1項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第2項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第28条第1項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第9項第1号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第38条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に63分の80八十を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が1年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月

数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)で除し、これに12を乗じて計算した金額)をいい、第2項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 課税仕入れを行つた年月日

ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ニ 第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行つた年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

ニ 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

三 課税仕入れ等の税額が第1項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日(課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取つた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)

ロ 課税貨物の内容

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第3号において同じ。)又はその合計額

9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。)を行う他の事業者(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これら

に類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

二 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 納税地を所轄する税関長

ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができるとなつた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることができるとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）

ハ 課税貨物の内容

ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

10 第 7 項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）

第 45 条 事業者（第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）

は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合

計額及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額（次号において「課税標準額」という。）

ニ 課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額

イ 第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額

ロ 第38条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

ハ 第38条の2第1項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

ニ 第39条第1項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額

四 第2号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 第2号に掲げる消費税額から第3号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第4号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第4号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

ハ 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から4月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

3 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第1項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から4月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

4 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該残余財産の確定の日の属する課税期間に係る第1項の規定の適用については、同項中「2月以内」とあるのは、「1月以内（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

5 第1項の規定による申告書には、財務省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

2. 消費税額の計算 簡易課税制度の場合

▲原則 実額控除⇒(納税すべき消費税額) = (売上額) × (税率) - (仕入額) × (税率)

▲例外 簡易課税制度⇒課税売上にかかる消費税額の一定割合のみを納税額とする。

■簡易課税制度：実額による仕入税額控除を選択した際に生ずる煩雑な会計処理などを不要とする制度。⇒課税売上税額の一定割合（＝みなし仕入率）、換言すれば課税売上にかかる消費税額の一定割合（＝みなし控除率）を仕入税額とみなして控除することが認められる。

但し、この制度の適用を受けるためには、事業者がその適用を求める旨の届出書を、適用を求める課税年度の前年度中に所轄の税務署長に提出しなければならない。また、基準期間の課税売上高が5000万円以下でなければ、簡易課税制度を選択することができない。

【参考】消費税法より

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第 37 条 事業者（第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）

が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）が 5000 万円以下である課税期間（第 12 条第 1 項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が 5000 万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第 30 条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第 38 条第 1 項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 100 分の 60 に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第 38 条の 2 第 1 項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

2 前項第 2 号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第 38 条の 2 第 1 項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第 1 号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3 第 1 項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が

事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

- 一 当該事業者が第9条第7項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
- 二 当該事業者が第12条の2第2項の新設法人である場合又は第12条の3第3項の特定新規設立法人である場合において第12条の2第2項（第12条の3第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第12条の2第2項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
- 三 当該事業者が第12条の4第1項に規定する場合に該当するとき（前2号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する高額特定資産に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
- 4 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項第1号若しくは第2号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日又は同項第3号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第1項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。
- 5 第1項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 6 前項の場合において、第1項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。
- 7 第5項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第1項の規定による届出は、その効力を失う。
- 8 やむを得ない事情があるため第1項又は第5項の規定による届出書を第1項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

■みなし仕入率（消費税法施行令第57条）

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第57条 次項及び第3項に定めるもののほか、法第37条第1項第1号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項第1号に規定する政令で定める率は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 第一種事業 100分の90
- 二 第二種事業 100分の80
- 三 第三種事業 100分の70

四 第五種事業 100分の50

五 第六種事業 100分の40

2 事業者の営む事業が前項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二以上の事業である場合には、法第37条第1項第1号に規定する政令で定める率は、次の各号に規定する残額の合計額（次項において「売上げに係る消費税額」という。）のうちに当該各号に掲げる金額の合計額の占める割合とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた第一種事業に係る課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第一種事業に係る法第38条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（以下この項において「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額」という。）の合計額を控除した残額（次項第2号イにおいて「第一種事業に係る消費税額」という。）に100分の90を乗じて計算した金額

二 当該課税期間中に国内において行つた第二種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第二種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第2号ロにおいて「第二種事業に係る消費税額」という。）に100分の80を乗じて計算した金額

三 当該課税期間中に国内において行つた第三種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第三種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第2号ハにおいて「第三種事業に係る消費税額」という。）に100分の70を乗じて計算した金額

四 当該課税期間中に国内において行つた第四種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第四種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第2号ニにおいて「第四種事業に係る消費税額」という。）に100分の60を乗じて計算した金額

五 当該課税期間中に国内において行つた第五種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第五種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第2号ホにおいて「第五種事業に係る消費税額」という。）に100分の50を乗じて計算した金額

六 当該課税期間中に国内において行つた第六種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第六種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に100分の40を乗じて計算した金額

3 前項の場合において、次に掲げる場合に該当するときは、法第37条第1項第1号に規定する政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とすることができる。

一 当該事業者の当該課税期間における課税売上高（当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（法第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次号において同じ。）のうちに当該課税期間中に国内において行つた特定一事業（第1項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち一の事業をい

う。)に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた当該特定一事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が100分の75以上である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

- イ 当該特定一事業が第一種事業である場合 100分の90
- ロ 当該特定一事業が第二種事業である場合 100分の80
- ハ 当該特定一事業が第三種事業である場合 100分の70
- ニ 当該特定一事業が第四種事業である場合 100分の60
- ホ 当該特定一事業が第五種事業である場合 100分の50
- ヘ 当該特定一事業が第六種事業である場合 100分の40

二 当該事業者の当該課税期間における課税売上高のうち当該課税期間中に国内において行つた特定二事業(第1項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二の事業をいう。)に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた当該特定二事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が100分の75以上である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該特定二事業が第一種事業と第一種事業以外の事業とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第一号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第一種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

- (i) 当該第一種事業以外の事業が第二種事業である場合 100分の80
- (ii) 当該第一種事業以外の事業が第三種事業である場合 100分の70
- (iii) 当該第一種事業以外の事業が第四種事業である場合 100分の60
- (iv) 当該第一種事業以外の事業が第五種事業である場合 100分の50
- (v) 当該第一種事業以外の事業が第六種事業である場合 100分の40

ロ 当該特定二事業が第二種事業と第二種事業以外の事業(第一種事業を除く。)とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第二号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第二種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

- (i) 当該第二種事業以外の事業が第三種事業である場合 100分の70
- (ii) 当該第二種事業以外の事業が第四種事業である場合 100分の60
- (iii) 当該第二種事業以外の事業が第五種事業である場合 100分の50
- (iv) 当該第二種事業以外の事業が第六種事業である場合 100分の40

ハ 当該特定二事業が第三種事業と第三種事業以外の事業(第一種事業及び第二種事業を除く。)とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第3号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第三種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

- (i) 当該第三種事業以外の事業が第四種事業である場合 100分の60

(ii) 当該第三種事業以外の事業が第五種事業である場合 100分の50

(iii) 当該第三種事業以外の事業が第六種事業である場合 100分の40

ニ 当該特定二事業が第四種事業と第四種事業以外の事業（第一種事業、第二種事業及び第三種事業を除く。）とである場合 売上げに係る消費税額のうちに次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第4号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第四種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i) 当該第四種事業以外の事業が第五種事業である場合 100分の50

(ii) 当該第四種事業以外の事業が第六種事業である場合 100分の40

ホ 当該特定二事業が第五種事業と第六種事業とである場合 売上げに係る消費税額のうちに次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第5号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第五種事業に係る消費税額を控除した金額に100分の40を乗じて計算した金額

4 第1項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二以上の事業を営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、当該課税資産の譲渡等につきこれらの事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合における前2項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一種事業と第二種事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第一種事業に係るものであるか第二種事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第二種事業に係るものとする。

二 第一種事業又は第二種事業と第三種事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第一種事業又は第二種事業に係るものであるか第三種事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第三種事業に係るものとする。

三 第一種事業、第二種事業又は第三種事業と第四種事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第一種事業、第二種事業又は第三種事業に係るものであるか第四種事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第四種事業に係るものとする。

四 第一種事業、第二種事業、第三種事業又は第四種事業と第五種事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第一種事業、第二種事業、第三種事業又は第四種事業に係るものであるか第五種事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第五種事業に係るものとする。

五 第六種事業と第六種事業以外の事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第六種事業に係るものであるか第六種事業以外の事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第六種事業に係るものとする。

5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 第一種事業 卸売業をいう。

二 第二種事業 小売業をいう。

三 第三種事業 次に掲げる事業（前二号に掲げる事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。）をいう。

- イ 農業
- ロ 林業
- ハ 漁業
- ニ 鉱業
- ホ 建設業
- ヘ 製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。）
- ト 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

四 第五種事業 次に掲げる事業（前三号に掲げる事業に該当するものを除く。）をいう。

- イ 運輸通信業
- ロ 金融業及び保険業
- ハ サービス業（飲食店業に該当するものを除く。）

五 第六種事業 不動産業（前各号に掲げる事業に該当するものを除く。）をいう。

六 第四種事業 前各号に掲げる事業以外の事業をいう。

七 売上げに係る税抜対価の返還等の金額 法第 38 条第 1 項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に 63 分の 80 を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。

6 前項第 1 号の卸売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいうものとし、同項第 2 号の小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項第 1 号に掲げる事業以外のものをいうものとする。

■簡易課税制度を利用した場合の納税額の計算の仕方

$$\begin{aligned}(\text{納税すべき消費税額}) &= (\text{売上額}) \times (\text{税率}) - (\text{売上額}) \times (\text{税率}) \times (\text{みなし仕入率}) \\ &= (\text{売上額}) \times \text{税率} \times [1 - (\text{みなし仕入率})]\end{aligned}$$

∴納付すべき消費税額は、課税売上高に次の数字を乗ずることによって得られる（但し、税率を 6.3% とし、課税売上高を税抜価格とする）。

第一種事業：0.63% [∴ (100/100-90/100) × 6.3/100 = 0.63/100]

第二種事業：1.26% [∴ (100/100-80/100) × 6.3/100 = 1.26/100]

第三種事業：1.89% [∴ (100/100-70/100) × 6.3/100 = 1.89/100]

第四種事業：2.52% [∴ (100/100-60/100) × 6.3/100 = 2.52/100]

第五種事業：3.15% [∴ (100/100-50/100) × 6.3/100 = 3.15/100]

第六種事業：3.78% [∴ (100/100-40/100) × 6.3/100 = 3.78/100]

∴税率を 8%（国税としての消費税と地方消費税を合わせた税率）とし、課税売上高を税抜価格とするならば、次のようになる。

第一種事業：0.8% [∴ (100/100-90/100) × 8/100 = 0.8/100]

第二種事業：1.6% [∴ (100/100-80/100) × 8/100 = 1.6/100]

第三種事業：2.4% [∴ (100/100-70/100) × 8/100 = 2.4/100]

第四種事業：3.2% [∴ (100/100-60/100) × 8/100 = 3.2/100]

第五種事業：4.0% [∴ (100/100-50/100) × 8/100 = 4.0/100]

第六種事業：4.8%〔∵ $(100/100-40/100) \times 8/100=4.8/100$ 〕

■注意点

①上記のように、基準期間における課税売上高が5000万円を超えると、簡易課税制度の適用を選択できない。

②基準期間における課税売上高が5000万円以下であれば、原則として簡易課税制度の適用しか選択できない。但し、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した場合には、原則通りの実額控除制度の選択も可能となる。

③簡易課税制度の適用を選択すると、2年間は原則通りの実額控除制度の適用に戻ることができない。

④（実際の仕入率）<（みなし仕入率）の場合

簡易課税制度を利用したほうが、事業者にとっては有利となる（納付税額が少なくなるため）。

⑤（実際の仕入率）>（みなし仕入率）の場合

簡易課税制度では納付税額が多くなり、事業者にとって不利となる。 r